

平成26年度 法科大学院入学者選抜試験問題

民 法

1. 試験開始の合図があるまで、この問題用紙の中を見てはいけません。
2. 試験時間は90分です。
3. 試験中に問題用紙の印刷不鮮明や解答用紙の汚れ等に気付いた場合は、手を挙げて監督者に知らせてください。
4. 解答にあたっては、必ず黒か青のペンまたはボールペン(鉛筆は不可)を使用してください。
5. 解答用紙に記入するときには、下記の点に注意してください。
 - (1) 受験番号・氏名を所定欄に記入してください。
 - (2) 解答用紙は、2枚あります。すべての解答用紙に受験番号・氏名を記入し、ホチキスは、はずさないで使用してください。
 - (3) 訂正する場合は、＝線で消すなどして、分かりやすく訂正してください。
 - (4) 解答用紙は、折り曲げたり汚したりしないでください。
6. 問題用紙の余白等は適宜利用してかまいません。
7. 試験終了後、問題用紙は持ち帰ってください。

【民法】

問1 (60点)

民法94条2項、同96条3項にはいずれも同じ「第三者」という文言が用いられているが、それぞれの条文における「第三者」の意義ないし範囲は異なると一般に解されている。それぞれの条文における「第三者」の意義ないし範囲を述べた上で、そのような違いを生じるのはなぜか、説明せよ。

問2 (60点)

次の【設例】について、弁護士Aと司法修習生Bが【会話】をしている。これらを読んで、下の【設問】に答えなさい。

【設例】

Zは、Xが経営する商店αの従業員である。Zは、αに勤務しはじめてから5年以上経ち、Xが高齢になっていることもあって、αで通常扱っている商品の日常的な仕入れについてはXから任されていた。

ある日、Zは、Xに無断で普段仕入れ等に使っているXの印鑑を持ち出し、αの運転資金に急遽必要であるとして、Xがひごろ懇意にしている同じ町内の資産家Yに100万円を貸し出してくれるよう要請した。Yは、今までX本人が自ら捺印していた印鑑をZが持参したことから、Xが高齢のため体調が悪く、信頼しているZに任せたいと判断して、とくに疑うこともなく金銭消費貸借契約書を作成しZに100万円を手渡した。しかし、Zはこの100万円を持ったまま行方をくらました。

Zが持ち出したXの印鑑は、αと同じ建物内にあるXの自宅の仏間にある仏壇内に保管されており、Xは印鑑が仏壇内に保管されていることをZに直接教えたことはなかった。もっとも、Xは、来客があって捺印を求められた際には、印鑑を取りにαから自宅に戻っており、しかも、Xが印鑑を自宅から持参した際には、ほんのり線香の香りを漂わせていたことから、Zは、その印鑑が自宅の仏間に保管されていることはおおよそ見当を付けていた。そこでZは、Xの隙を見てXの自宅仏間に侵入し、仏壇内から印鑑を発見して持ち出したのであった。

【会話】

A：【設例】の場合、Yは100万円をなんとか回収したいところですが、100万円を実際に持っていたZは行方不明ですし、見つかったとしてもお金を持っているかは定かではありません。したがってYとしては、Xから回収する手段を考えたいところです。どのような法律構成があり得るでしょうか。

B：権限外の行為による表見代理が成立すればそれに越したことはありませんが、不法行為法上の使用者責任による責任追及もあり得ると思います。

A：そうですね。それでは、まずは表見代理の成立可能性について考える必要がありますね。本件では成立しそうですね。

B：(Ⅰ) ただちに断言はしにくいですね…。成立する余地もありそうですが、成立しないとされる可能性もあります。

A：もし成立しない場合には使用者責任を検討することになりそうですね。

B：はい。使用者責任ならば認められる可能性が高いと思います。

A：しかし、表見代理は成立しないのに使用者責任ならば成立する、というのは矛盾しませんか？

B：表見代理と使用者責任は違う制度ですから問題はないと思いますが…。

A：異なる制度だから、と簡単に片付けるのではなく、もう少し丁寧に考えてみましょう。(Ⅱ) まずは、表見代理と使用者責任とで要件や効果にどのような違いがあるのかを整理する必要がありますね。その上で、表見代理が成立しない場合に使用者責任の成立を認めることができるか、考えてみてください。

【設問】

(1) 下線部 (Ⅰ) について、本件で「正当な理由」(110条)の有無を判断するにあたって意味を持つ事実を、正当な理由の存在を認定する方向に働く事実と認定しない方向に働く事実とに分けて示しあわせて、それらの事実がかかる要件の充足の有無を認定するに当たってどのような意味を持つのかを説明しなさい。

(2) 下線部 (Ⅱ) の問いかけに対して、Bの立場で解答しなさい。